

私の視点

逮捕中の容疑者が逃走した横浜地検川崎支部の事件については、容疑者逮捕で幕が引かれてしまっただが、この事件の異様な部分にほとんど光が当てられていないのは、残念である。

この事件では、容疑者と弁護士との接見が、接見室ではなく、通常の取調室で行われていたという。一般に接見室は、中にいる者と接見者との間が透明なプラスチックの板で仕切られており、この両側は全く別の部屋である。中にいる者は嚴重に外と隔絶されており、接見者側に来ることはないし、逃げることもできない。

これに対して、取調室はごく普通の部屋で、外ともつながっている。今回のように逃げることも可能だ。このような取調室での接見だったため、この接見には警察官と検察事務官が立ち会っていたというのである。

しかし、このような接見は接見とはいえない。

接見室の不備は権利侵害

大都市である川崎市の検察支部にして接見室の設備すらなく、これを良いことに弁護士との秘密交通権が侵されているということが、今回の事件で図らずも暴露されたのである。このような接見室の設備がない検察庁支部が各地にあることを、国会ほどの程度把握しているのだろうか。

もとより犯罪はきちんと言発され、正しく処断されなければならない。それは適正な弁護士との接見や防御権行使の権利が保障されてはじめて実現するものである。弁護士との接見が不十分のまま、虚偽の自白を強要されて死刑が確定した多くの冤罪事件を引き合いに出すまでもない。それらの反省に立って日弁連が始めた当番弁護士や、容疑者段階での国選弁護士度が定着して何年も経過しているのに、いまだに接見室の設備は極めて貧弱だ。

多くの警察で接見室が一つしかない結果、弁護士が接見を断念せざるを得ないことも多い。高性能のマイクやスピーカーがある現在も、接見室にはそれらは採用されず、旧態依然のプラスチック板が幅を利かせて互いの声が聞きづらい状況が放置されている。

法務省は今回の事件を教訓として、接見室の設備の充実と近代化を進めるべきだ。

弁護士



市川 清文
いちかわ きよふみ

容疑者逃走事件